

資料 1-1

第10次高齢者保健福祉計画・
第9期介護保険事業計画策定について



介護保険サービスの今後の見込み
及び保険料について

令和5年10月5日 磐田市介護保険運営協議会

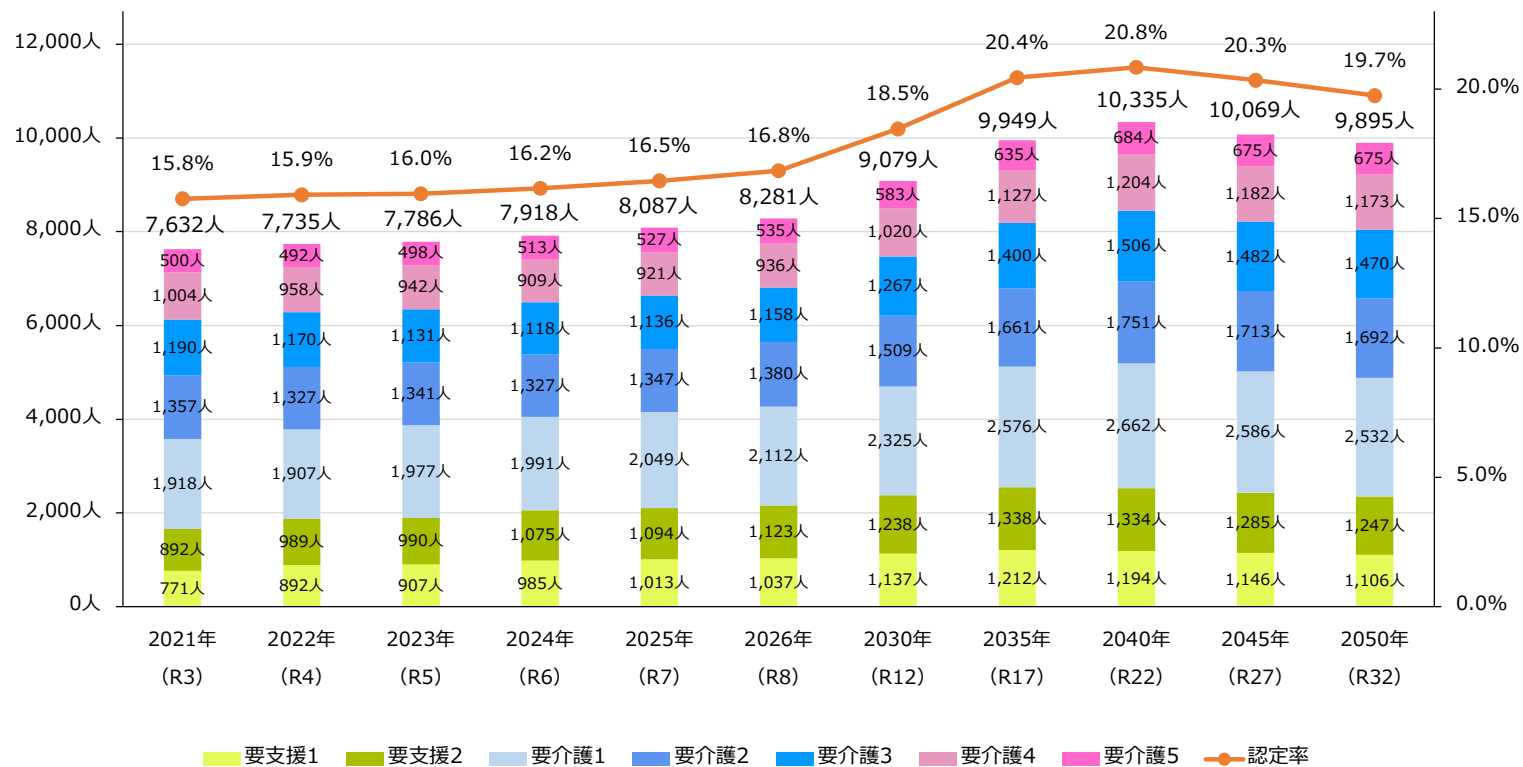


磐田市 健康福祉部 高齢者支援課

1. 認定者数の見込み
2. 介護給付費の推移・見込み
 - (1) 施設整備
 - (2) 介護給付費の見込み
3. 紙おむつ購入費助成事業の見直し
4. 介護給付費準備基金
5. 保険料

1. 認定者数の見込み

要介護・要支援認定者数（認定者）及び第1号被保険者に占める認定者の割合（認定率）は増加傾向にあり、令和8年度には認定者数：8,281人、認定率：16.8%となる見込み。
 その後も、認定者数及び認定率は上昇を続け、令和22年度にはピークを迎えた後、減少することが予想される。



※R3及びR4は事業状況報告（月報）、R5は5月末時点。

【参考】 認定者数の見込み

1号被保険者及び要介護（支援）認定者数の見込み

	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	
1号被保険者数	48,426人	48,609人	48,792人	48,974人	49,158人	49,164人	
認定者数	要支援1	771人	892人	907人	985人	1,013人	1,037人
	要支援2	892人	989人	990人	1,075人	1,094人	1,123人
	要介護1	1,918人	1,907人	1,977人	1,991人	2,049人	2,112人
	要介護2	1,357人	1,327人	1,341人	1,327人	1,347人	1,380人
	要介護3	1,190人	1,170人	1,131人	1,118人	1,136人	1,158人
	要介護4	1,004人	958人	942人	909人	921人	936人
	要介護5	500人	492人	498人	513人	527人	535人
	合計	7,632人	7,735人	7,786人	7,918人	8,087人	8,281人
認定率	15.8%	15.9%	16.0%	16.2%	16.5%	16.8%	

	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	2050年 (R32)	
1号被保険者数	49,186人	48,677人	49,605人	49,507人	50,115人	
認定者数	要支援1	1,137人	1,212人	1,194人	1,146人	1,106人
	要支援2	1,238人	1,338人	1,334人	1,285人	1,247人
	要介護1	2,325人	2,576人	2,662人	2,586人	2,532人
	要介護2	1,509人	1,661人	1,751人	1,713人	1,692人
	要介護3	1,267人	1,400人	1,506人	1,482人	1,470人
	要介護4	1,020人	1,127人	1,204人	1,182人	1,173人
	要介護5	583人	635人	684人	675人	675人
	合計	9,079人	9,949人	10,335人	10,069人	9,895人
認定率	18.5%	20.4%	20.8%	20.3%	19.7%	

【出典】厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報） R3及びR4は各年9月末時点。R5は5月末時点

2. 介護給付費の推移・見込み

(1) 施設整備

① 第8期介護保険事業計画に係る施設整備について

第8期の施設整備計画（総量規制及び公募対象施設）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護老人福祉施設	ベット数	836	836	836	876
	総施設数	12	12	12	12
介護老人保健施設	ベット数	560	560	560	660
	総施設数	7	7	7	7
介護医療院	ベット数	50	50	50	50
	総施設数	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	ベット数	80	80	80	80
	総施設数	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護	ベット数	297	297	297	315
	総施設数	15	15	15	16
小規模多機能型居宅介護	ベット数	24	24	32	41
	総施設数	4	4	5	6
看護小規模多機能型居宅介護	ベット数	0	0	7	7
	総施設数	0	0	1	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ベット数	—	—	—	—
	総施設数	1	1	1	1

2. 介護給付費の推移・見込み

第8期計画中に整備した施設（令和6年4月開設予定施設を含む。）

広域型施設

施設種類	法人	事業所	定員等	開設時期
介護老人福祉施設	(福)白寿会	特別養護老人ホーム 第二白寿園	増床40床	令和6年4月
介護老人保健施設	(医)恵成会	介護老人保健施設 なかよし	増床50床	令和6年4月

地域密着型サービス施設

施設種類	法人	事業所	定員等	開設時期
看護小規模多機能型居宅介護	セントケア静岡(株)	セントケア看護小規模 三本松	宿泊7室	令和4年3月
小規模多機能型居宅介護	(株)アイケア	あいの街大久保	宿泊8室	令和4年6月
認知症対応型共同生活介護	(有)アートプロジェクト外	グループホーム 磐田富丘の家	18床	令和5年4月
小規模多機能型居宅介護	(有)ファミリーライフ	小規模多機能ひとこと	宿泊9室	令和5年4月

2. 介護給付費の推移・見込み

第9期計画における施設整備の考え方

- 高齢者人口の増加やライフスタイルの変化に伴い、高齢者の住まいや看取りのあり方は多様化している。支援が必要な高齢者の入所先は、状態に応じて、特別養護老人ホーム、グループホーム、介護医療院、サービス付き高齢者向け住宅、等様々な選択肢がある。
- 医療ニーズの高い高齢者への対応、医療と介護の連携の推進が求められている。
- 入所系・居住系施設では、必要な方の入所に一定の余裕があるものもある。
- 慢性的な人材不足や2040年以降の需要の減少予測を背景に、施設の新規整備に消極的な事業者も多い。
- 人口動態や既存施設の整備状況、給付と負担のバランスにも留意する必要がある。

以上のような背景を踏まえ、医療・介護双方のニーズを有する高齢者への対応を進めるとともに、サービス需要のピークアウトを見据え、地域の既存資源や限られた人的資源を効率的に活用しつつ、施設整備を推進していく。

2. 介護給付費の推移・見込み

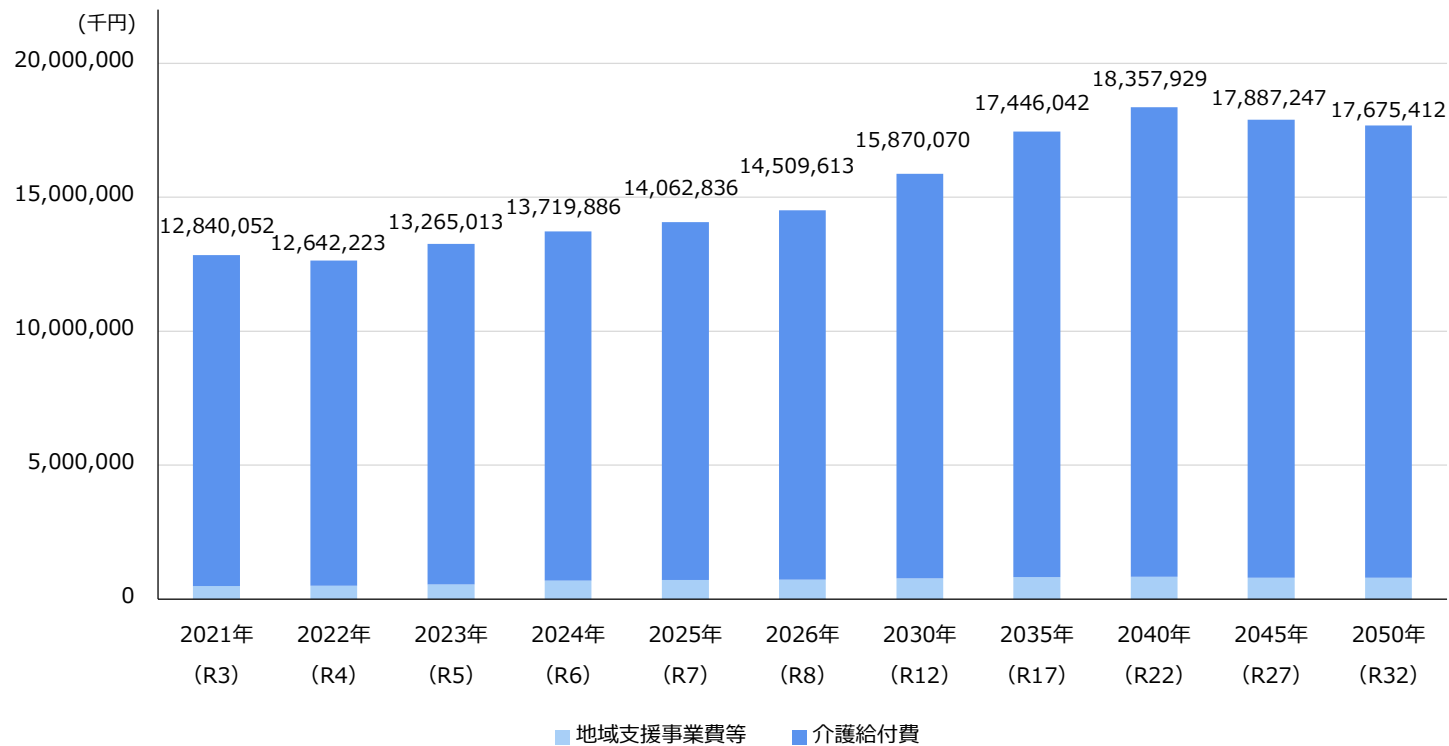
第9期の施設整備計画（総量規制及び公募対象施設）

		見込	計画		
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護老人福祉施設	ベット数	876	876	876	876
	総施設数	12	12	12	12
介護老人保健施設	ベット数	590	590	590	610
	総施設数	6	6	6	6
介護医療院	ベット数	50	50	100	100
	総施設数	1	1	2	2
特定施設入居者生活介護	ベット数	80	80	80	80
	総施設数	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護	ベット数	315	315	315	315
	総施設数	16	16	16	16
小規模多機能型居宅介護	ベット数	41	41	41	41
	総施設数	6	6	6	6
看護小規模多機能型居宅介護	ベット数	7	7	7	7
	総施設数	1	1	1	1
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	ベット数	—	—	—	—
	総施設数	1	1	1	1

2. 介護給付費の推移・見込み

(2) 介護給付費の見込み

介護給付費及び地域支援事業費等（給付費）は、令和4年度は新型コロナウイルスの影響等により前年度と比較して減少したが、その後は認定者数に比例して増加し、令和8年度末には約145億円となる見込み。認定者のピークとなる令和22年度には給付費もピークを迎え、その後減少することが予想される。



※R3及びR4は国庫負担金の基準額

3. 紙おむつ購入費助成事業の見直し

紙おむつ購入費助成事業について

事業の概要	在宅介護の必要な高齢者等の健康衛生の保持と介護者の介護及び経済的負担の軽減を図ることを目的に、紙おむつ購入費助成事業を実施している。 利用にあたっては、市から紙おむつ購入費助成券（1枚500円相当）の交付を受け、市内薬局で利用することができる
交付対象者	①市内在住かつ在宅の方 ②本人及び世帯全員の市民税所得割額が9万円以下の方 ③要介護4以上又は要介護3以下で紙おむつの必要性※が認められる方 ※認定調査票の「排尿」又は「排便」の項目において「一部介助」又は「全介助」に該当する方
交付額	要介護4以上：60,000円/年 要介護3以下：30,000円/年
実績 (令和4年度)	交付者数：2,445人 給付総額：56,796,500円
財政措置	一般会計：一般財源 介護会計：国・県・市、保険料

背景・経緯

本事業は介護保険法における地域支援事業の「任意事業」に位置付けており、国・県・市・保険料を財源としているが、国は既に事業の対象から外す方針を決定しており、「第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）」までの特例的な激変緩和措置として認められている。

したがって、令和6年度以降は「任意事業」による支給はできず、事業を実施するには、「65歳以上の保険料で賄う（市町村特別給付・保健福祉事業）」又は「市の一般財源」で措置しなければならない。

3. 紙おむつ購入費助成事業の見直し

今後の対応

在宅生活を送る高齢者の中には常時紙おむつを必要とする方が一定数おり、住み慣れた地域・自宅で安心して暮らし続けるためには事業の継続が必要だと考える。

そこで、これまで一般会計で負担していた分も含めて介護会計（保健福祉事業）に位置付け、事業を継続したい。

【介護会計（保健福祉事業）の概要】

	一般会計・介護会計（任意事業） （現在）	介護会計（保健福祉事業）
対象者	・被保険者（介護認定は不要）	・被保険者（介護認定は不要） ・家族等の介護者
対象者の制限	・介護度及び身体状況 ・所得制限	任意（市が別に定める。）
給付方法	購入費助成券の交付	任意（市が別に定める。）
財源	一般会計：一般財源 介護会計：国・県・市、保険料	介護会計：保険料

事業の位置付けの見直しによる影響

対象者	変更なし
給付額・給付方法	変更なし
保険料	上昇（月額100円）

4. 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金について

設置目的	介護保険の保険給付費の支給に要する費用の支払に不足を生じた場合の資金に充てることを目的に設置する。
積立額	○介護保険事業特別会計の歳入歳出の決算余剰金のうち、第1号被保険者の保険料収納額に相当する額から保険給付費における第1号被保険者の保険料負担に相当する額を控除した額 ○基金の運用から生ずる収益
基金残高	約11億1百万円（令和5年度末見込み）

基金の取崩し

介護保険制度において、計画期間内に必要となる保険料は、各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから、計画期間の終了時の介護給付費準備基金の余剰額は、次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが1つの考え方であり、介護給付費準備基金の適正な水準は保険者が決定するもの。

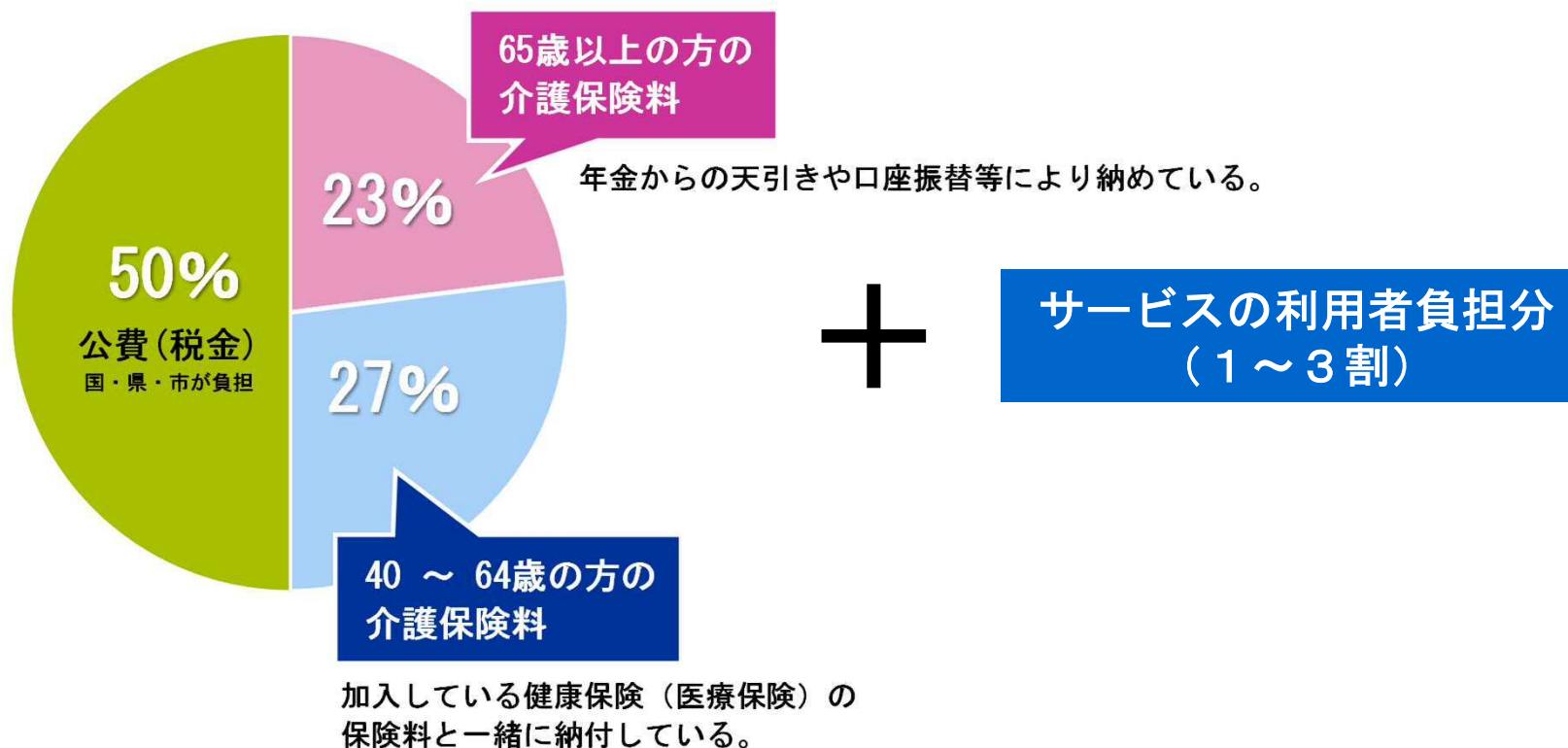
そこで、第8期計画期間中に積み立てた4億9,100万円を取り崩し、保険料の上昇抑制に充てる。

5. 保険料

介護保険の財源は、国や県、市が負担する「公費」と、40歳以上の方が負担する介護保険料を財源に運営されている。

65歳以上の方（1号被保険者）の介護保険料で負担する割合は、事業全体の23%とされている。

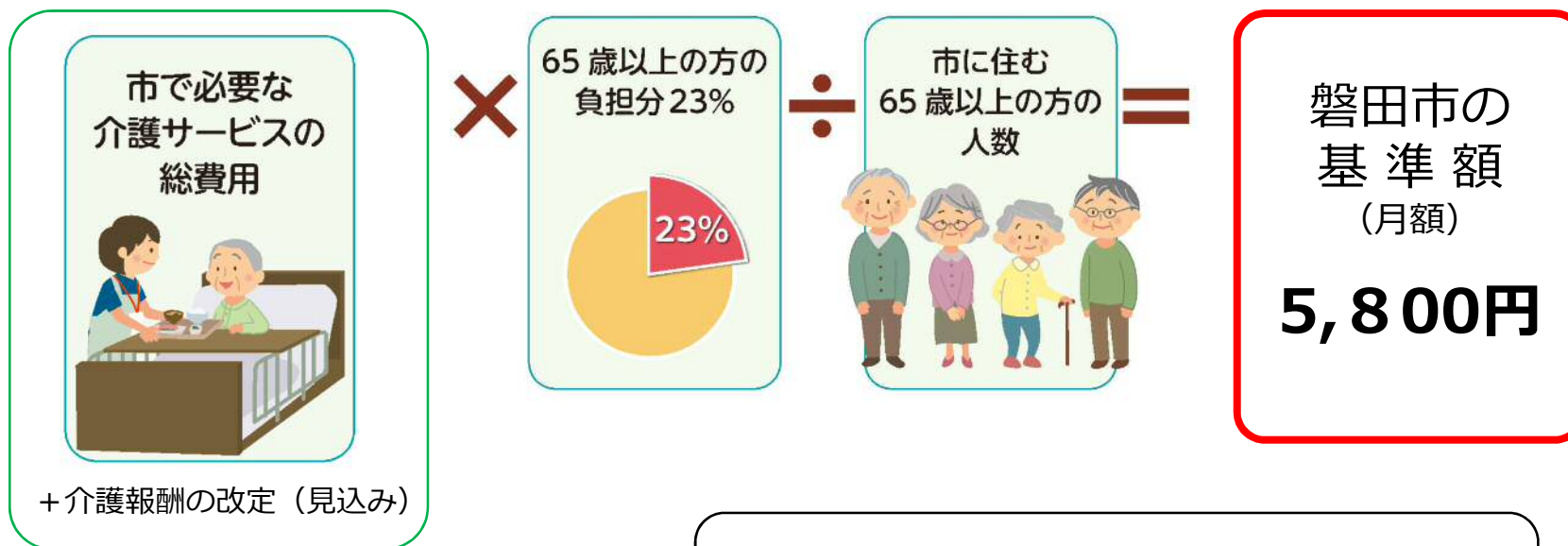
介護保険の財源



5. 保険料

以上から第9期介護保険事業計画期間において必要な保険料額は、月額5,800円と算出される。

基準額の決まり方



【参考】

第8期計画期間における基準額：月額5,100円